

公益社団法人岐阜県看護協会 災害見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岐阜県看護協会（以下「本会」という。）の会員が災害に被災した場合に際して、見舞金を贈るために必要な事項を定めることを目的とする。

(罹災見舞金)

第2条 主たる居住地において、火災、風水害、震災、その他これに類する災害によって財産に損害を受けた場合、又はこれに準ずる損害を受けた場合には、次の区分に応じ、罹災見舞金を贈る。

(1) 全焼または全壊	20,000円
(2) 半焼または半壊	10,000円
(3) 傾斜	10,000円
(4) 床上浸水	10,000円
(5) その他（傾斜、床上浸水と同等と認められる場合）	10,000円

(傷害見舞金)

第3条 会務上の事由により傷害を受け、1か月以上業務に従事することができなくなった場合には、理事会で協議し、20,000円を限度として傷害見舞金を贈る。

(死亡見舞金)

第4条 会務上の事由により死亡した場合には、理事会で死亡理由及び状況について協議し、100,000円を限度として死亡見舞金を贈る。なお、会務上以外の事由による死亡については、岐阜県看護協会慶弔見舞に関する規程によるものとする。

(申請書類)

第5条 前3条に掲げる見舞金を受けようとする申請者は、次の書類を添えて各支部長に申し出なければならない。

- (1) 罹災見舞金 消防署・市町村等発行の罹災証明書その他これらに準ずる書類
- (2) 傷害見舞金 医師の診断書
- (3) 死亡見舞金 医師の死亡診断書

2 前項の申し出を受けた支部長は、災害見舞金申請書（別記様式1）に必要事項を記載し、提出のあった書類を添付して、本会会長に届け出るものとする。

(見舞金の変更)

第6条 見舞金の申請が事実と異なっている場合は、その都度理事会で協議し、見舞金を贈らないか又は金額を変更することができるものとする。

(見舞金の一括決定)

第7条 災害が広範囲もしくは集団的に生じた場合には、一括して理事会で決定する。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の承認により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は平成13年8月2日より施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成29年11月1日より施行する。

